

日本東亞同文書院編

(第三十二冊)

中國省別全志

綫裝書局

第三十二冊

第十六卷 貴州省（二）大正九年 一九二〇年 東亞同文會……………一

第十六卷

貴
州
省

(二)

大正九年

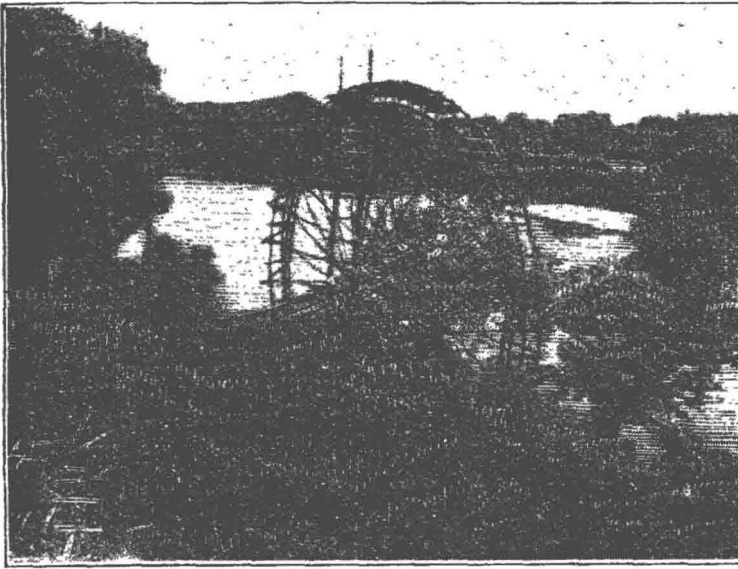
一九二〇年

東亞同文會

第四編

第四編 主要物産及商慣習

第一章 貴州産業の現在と將來



灌漑用水車

貴州省は他省に比し未だ産業の發達遅々たるが故に、現今に於ては物産と稱するも多く農産品にして他は將來に於て價值を云々すべきものなり、而して牧畜、林業、鑛産等は編を改めて記すべく、茲には主として農産品及之を原料とせる工藝品を一括して述べ、更に阿片に代へんとして目下銳意計畫中の養蠶業に及ばんと欲す。

抑も黔の地は古、蠻夷の境にして、今人呼んで邊土不毛の地となす、然らば貴州は將來尙

一顧の價值なきものと云ふべきか、請ふ少しく吾人をして其の欲する所を謂はしめよ、然り貴州の地は素より邊土にして一帯海拔六千尺の高さにあり、山岳重疊して地勢崎嶇なりと雖も、尙地味肥沃にして草木よく生育し、灌漑の便少なしと雖も、烏江中央を貫き沅江、西江の支流等ありて、山間の平地は米其他農作物の發育に適し、住民の用に供するに足る可く、殊に包谷の如き到る處産せざるなし、且つ各地共に種々の鑛産に富み、石炭は所在に之を産し、其他鋼鐵等を始め、所有鑛産未だ採掘せらるゝに至らずと雖も、地下埋藏の額は蓋し大なるものあるは想像に難からず、而して是等諸種生産に従事する住民は殆ど往時の所謂蠻民にして、體力強健、性質敦朴勤勉、之を用ふるに法を以てすれば、其生産能力は普通支那人に比して更に倍加するものあるべし、只恨むらくは土地偏在し嶮峻なる山岳圍繞の間にあるを以て流急にして舟楫の便少く、崎嶇たる山道を攀づるにあらざれば外省と往來するを得ず、故に若し此地にありて事を興し生産に従はんとするも、其の販路狹少にして利潤多きを望む可からず、勞して效少く、遂に大規模の事業興る能はず、是以現在に於ては自耕自食、自織自衣の已むなき状態にあ

り、曾て英國領事ボールンは本國の命に依り廣西及南部貴州を視察せしが、氏は其狀況に就て曰く是等の地方にして若し能く適當なる耕作をなし、彼の西江の諸流を利用して其收穫の穀物を送下するを得しめば、米穀に關しては廣東は西貢及揚子江の補助なくして全然獨立の位置を保ち得べしと、今貴陽を中心とし他省との取引の主なる經路を見るに。

一、銅仁、松桃を経て湖南省との取引、

二、遵義を経て四川省との取引、

三、安順、永寧を経て雲南省との取引、

四、貴定、都勻三合を経て廣西省との取引、

等にして全省の物産も亦此の四道に集合し、或は民船或は挑夫に依りて之を他省に運出す、斯の如く交通の不便なるは産業の發達上大なる障礙をなすものにして、若し沙興鐵道の布設成り湖南、廣西、雲南等に接し得るに至らば、省内の産業亦起色を呈するに至るや必せり、今試に農産物及工藝品の主なるものを見るに米、麥、玉蜀黍、豆類、麻、藍、棉花、煙草、桔子、葡萄、茶、漆、柞蠶、山羊皮、牛皮、豚毛等にして、桐

油は省内の特産にして、多く湖南路に集り、漢口常德洪江に移出せられ、山羊皮、黃牛皮、水牛皮、豚毛等は四川境に多く、之を重慶に搬出す。茶は都勻の紅茶、修文の綠茶等にして、都勻產茶は修文に比し產額多く、品質も上等なり、柞蠶は山東省に次ぎて有名にして所謂遵義絹紬の產あり、然れ共其產額多からず、獨り貴定の烟草は全支那に冠たりと稱せられ、味美にして附近は勿論重慶、漢口、遠く上海にまで移出す。

翻て最新計劃せられたる事業を見るに、阿片禁止以來此の大財源を補はんとして官民共に養蠶業を提倡し、或は諸種の工業を興し、鑛山を開採し以て國富を致さんとするあり、或は各地を調査し外國に留學生を派遣し彼の長を取り其短を補はんとするあり、民國四年毛儒、陳梁兩氏發起となり軍備を整へ地方の安寧を計り、實業の振興に裨益するの目的を以て、資本十萬元を集め硃礦公司を設立し火藥の製造に従事するあり、同年紡績工廠、草蓆公司、染織工廠及官督商辦に成る貴州アンチモニ―鑛業公司を設立し、企業の勃興を促すと共に重慶貴州間の直通電線を架設し商業に資するのみならず、同年末には土木公債一百萬元募集

の議興り、中央政府の許可を得たり、該公債の用途は貴州より安順府を経て北盤江に到る車道の開鑿及廣東に到る小蒸汽航路の開設經費に充つるものとす。

斯の如く官民協力して各種産業の發達を計るに寧日なりの觀あり、若し夫れ是等の計畫にして其目的を達し得るに至つては、叙上の大障礙は除去せられ實業益々發達し、蠻夷の境は變じて開化の地となり、天下の貧省は化して邊疆に富を誇るに至るべし、而も貴州上流社會の人物は多く日本留學の諸氏なるが故に是等の發展事業も亦其手に依りてなさるゝもの多かるべく、此地方に於ては日支の親善は不言の間に美果を結ぶを得ん、

更に官憲に於ける農業振興方法を見るに省城に實業司あり、人民の實業觀念を振起し、國家の實業政策を輔くるの目的を以て、農務、商務、工業、鑛業等の科を設け其の發達を期せり、今左に同司の定むる農業に關する墾荒規則を示さん。

貴州實業司墾荒簡章

第一條 本章程定むる所は利源の廣闢を以て宗旨とす、官荒民荒、高阜、平蕪に論なく應に分別墾種すべき地は盡く墾種し以て生計を廣む。

第二條 本章程定むる所の墾務は省城府郭より辨じ起し、次を以て各屬に推及す。

第三條 凡そ官荒に屬し本司調査確實なるものは、公家留墾區域を除く外、均しく表に列して曉諭し人を招きて開墾せしむ。

第四條 凡そ民荒區域は本章程宣布の日より起り一年以内を限り、自ら墾種或は安佃租墾を行ふべし、如し期を逾て未だ墾せざるものは當に期限に照して收入字號に編列し、官より人を招きて承墾せしむ。

第五條 各荒地所有主にして印契あるもの、自己の所有地を贈賣或は他人に租給し、開墾を願ふ者あらば、悉く其の便を聽く、但し須く期限を附し辦理すべし。

第六條 凡そ個人にして領墾を願ふものは其の多寡及能力を視て斷ず、株式にて辦理せんとする者も亦同じ。

第七條 凡そ官荒を承領するものは當に區域を指明し、承認狀を該管地方官に投遞し、核准の上本司に轉呈し、案を立て、墾照を填給し始めて開辦するを得。

第八條 照を給するの日より起り、一年以内を限り、一律墾種すべし、若し期を逾

へて辦ぜず、或は辦理するも故なくして停止する者は、即時墾照を追請して、原案を注銷して別に人を招き承墾せしむ。

第九條 凡そ官荒及官收入の民荒を承墾する者は、一律荒價を免除す。

第十條 領墾者已に成效を著すも經費足らず、周轉困難なる者は本司の設くる所の興業銀行に呈して借款する事を得。

第十一條 借款辦法は該行別に專章あり、但し領墾の地を以て抵押となすを得ず。

第十二條 水耕旱種に論なく升科の年に至らば、即ち第十七條に照して辦理し、並に墾照を繳呈し、印照を換給し、以て業を管するに便にす。

第十三條 領墾したる者卓越せる成效を著せる場合は官より分別獎を給する事を得。

第十四條 凡そ承認狀を投遞する者あれば、該管官廳は即ち核轉を行ひ、胥吏の勒索延擱を准さず。

第十五條 承認狀は批准後當に該管官廳に於て切實保存すべし。

第十六條 房屋の器具、耕牛、種子は均しく墾戸より自辦す。

第十七條 開墾の日より起り田畝は毎五年にして升科し、若し専ら樹木を植するものは三年を再延し、其の長短廣狹を按じ、以て林木の種類に及び地租を酌納すべし。

第十八條 本章程は都督に呈奉し、批准在案を請ふべきものにして將來中央より此項の章程の頒布あらば再び改照辦理を行ふ。

墾照存根

貴州實業司爲存查事今據

係

人自願領

墾

荒地計

畝呈由該管地方官轉前來合行

發給墾照領至存根者

中華民國 年 月

號

實字第

號

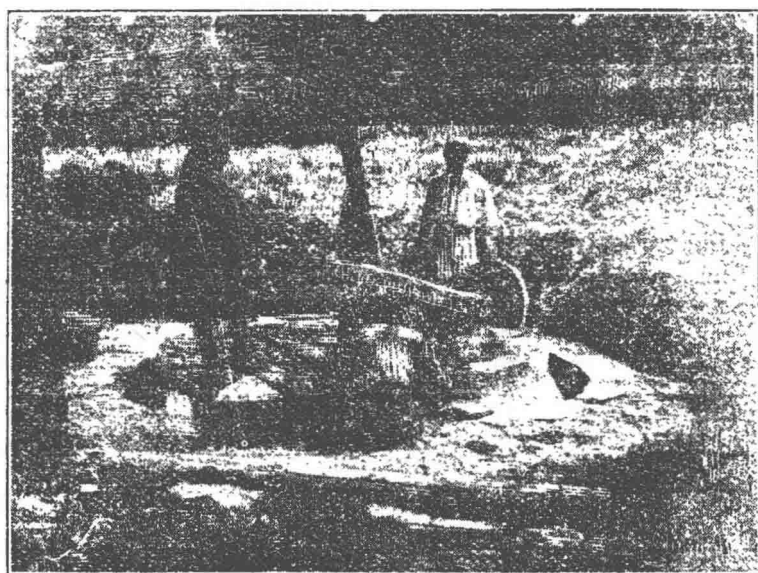
墾	照
貴州實業司 爲發給墾照事照得黔省官荒及由官收入之民荒應准國民承認領墾以興地利經司擬定簡章呈奉都督核准在案今據 係 人自願領墾	荒地計 畝呈由核管轉呈前來合行發給墾照爲此仰該民即便遵照現在承認區域從事墾種不得違章逾越及私相售賣致干未便切々須至執照者 右給 收執 中華民國 年 月 號 實業司 限升科之年繳換

第二章 各地物產

第一 貴陽の物產

一 米

地勢上貴州省に於ける縣城所在地は多く盆地なれ共、其地域極めて狭く、貴陽の如き稍廣き地域を有するは他に見る能はざる處なり、而も地味肥沃氣候和順にして烏江支流の灌漑あるを以て水田各所に在り、米の産少からず、今府城内な



貴陽附近の精米狀況

る貴筑縣農會に就て貴筑縣下の農業狀況を調査せし所を述べん。

此地方の地味は稻、麥、蔬菜、豆類、桑樹、蘿蔔に適し、水田は米收穫の後菜種麥等を作るものありと雖も、多くは草肥を施し水を蓄へ、春季犁を以て耕すこと二回、尙耙するものと二回、後人糞を施し插秧するものにして其の耕作方法は殆ど我國と異なることなし、新曆九月を收穫期とす、早稻は目下七月廿三日頃殆ど成熟し、中稻は已に穂を出したるを見る、生育甚だ宜しく穂亦割合に大な

り、其肥料は人糞尿、牛馬糞、灰等を施すも、僅かに一回に過ぎず、苗代も亦本邦の其と異なるなく、四十日を経て本田に移植するものとす、收穫率は一畝田より四、五石の穀稻を得、穀稻一石より四斗の米を生ず、而して貴筑縣下に於ける産額は左の如し。

粳米	年額	價格
糯米	同	同
	七一五、二四五 元	一、四三〇、四四〇 元
	一六四、〇六五	六一、三二四

斯くして收穫せる稻米は小川の水流を利用して白米となし、之を各米行に賣却す、城内各街に一の大なる行家あり、之に隸屬する多數の小賣業者あるのみならず、南門外には十數家の大行家軒を連ぬ、是等行家は獨り地方農民の白米を運び來るを待つのみならず、自ら人を派して粳の儘或は未だ刈取らずして水田に在るものを買取らしめ、自ら白米として賣出すものあり。

米の賣買は多く挑を建とす、一挑とは通常三斗内外にして一斗は二十七斤内外なるが故に、凡そ八十斤と見て、大差なかるべく、一挑の代價は二兩内外なれ共小賣は一斗八百文なり、支拂は現金拂を通則とし、銀票又は各種花洋(外國貨幣)等